

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年10月8日（火）15：30～16：55

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邊課長補佐、伊藤課長補佐、高橋課長補佐

実用炉監視部門 小坂企画調査官

専門検査部門 嶋崎管理官補佐、澤田原子力規制制度研究官、村尾企画調査官、柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 義崎管理官補佐、宮本管理官補佐、照井安全審査官、桐原調査係長  
制度改正審議室 古作企画調査官

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力設備） 副長

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 副長

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他2名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 保守管理グループ マネージャー 他1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電設備グループ 副長

電源開発株式会社 原子力事業本部 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 副部長 他5名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）及び（4）に基づき、定期事業者検査において事後検証可能と考える検査の例について説明があった。原子力規制庁から、検査データ採取プロセスを含めた事後検証可能と考える条件、記録の信頼性確保を含めた検証方法、検査実施体制等の考え方を整理するよう求めた。

(2) ATENA等から、配布資料（2）に基づき、定期試験等において確認する実条件性能に係る整理について説明があった。原子力規制庁から、月例等でも実条件性能を確認する前提での検討を行い、代替方法での確認を検討しているものは実施困難な理由等を確認する必要がある旨指摘し、ATENA等での検討がまとまり次第改めて面談することとした。

(3) ATENA等から、令和元年9月6日の面談を踏まえて、配布資料（3）及び（4）に基づき、新検査制度に向けて検討している保安規定の施設管理に関する記載について説明があ

った。原子力規制庁から、使用前事業者検査の判定基準の要求事項が一部修正になっていることを指摘するとともに、設工認のうち品質管理の方法及び基本設計方針に係る検査に係る検査方法、検査実施体制について、事後検証可能な検査での記録の信頼性確保を含めた検証方法等も踏まえて整理するよう求めた。

## 6. 配布資料

- (1) 定期事業者検査における事後検証可能な検査について（令和元年9月6日A T E N A 資料 <https://www2.nsr.go.jp/data/000284839.pdf>）
- (2) 定期試験等において確認する実条件性能に係る整理について（A T E N A 資料）
- (3) 「第8章 施設管理」の改正前・後の比較表（A T E N A 資料）
- (4) 事業者検査の独立性確保方針について（第19回検査制度の見直しに関するワーキング資料1 抜粋（<https://www.nsr.go.jp/data/000237120.pdf> 56／83ページ））